9　「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士について、次により記載すること。

(1)　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年国土交通省告示第五百九十八号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第六百一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十条の四第一項の規定に基づき、特定離島路線の指定に関する告示（平成十一年運輸省告示第百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

表以外の部分中「、第三号及び第四号」を「及び第三号」に、「から第四欄まで」を「及び第三欄」に、「与論島との」を「与論島との」に改める。

表令第五十条の四第一項第四号の路線の欄を削る。

表大島の項中「東京国際空港との間の路線」を削る。

表三宅島の項中「東京国際空港との間の路線」を削る。

表八丈島の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第一号及び第二十九条の六第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

別表一第三号中「同郡更別村字更別南一線」を「同道中川郡幕別町忠類共栄」に改め、同表中第百十一号を第百十五号とし、第百一号から第百十号までを四号ずつ繰り下げ、同表第百号中「都町字山口」を「水引町字草道」に改め、同号を同表第百四号とし、第八十九号から第九十八号までを四号ずつ繰り下げ、同表第八十八号中「高田甲」を「岩松甲」に改め、同号を同表第九十二号とし、同表中第八十七号を第九十一号とし、第八十二号から第八十六号までを四号ずつ繰り下げ、同表第八十一号中「東広島市西条町馬木から同市」を「呉市阿賀中央四丁目から東広島市」に改め、同号を同表第八十五号とし、同表中第八十号を第八十四号とし、第七十九号を第八十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十三	浜田三隈道路（一般国道九号のうち浜田市原井町から同市西村町までの区間の道路をいう。）

別表一中第七十八号を第八十一号とし、第五十六号から第七十七号までを三号ずつ繰り下げ、同表第五十五号中「京都府船井郡京丹波町才原野田までの区間の道路及び京都府船井郡京丹波町須知から」を削り、同号を同表第五十八号とし、同表中第五十四号を第五十七号とし、第四十五号から第五十三号までを三号ずつ繰り下げ、同表第四十四号中「道路及び」を「道路、」に改め、「上切町までの区間の道路」の下に「及び福井市重立町三十字上沖田から福井県吉田郡永平寺町谷口までの区間の道路」を加え、同号を同表第四十七号とし、同表中第四十三号を第四十六号とし、第三十五号から第四十二号までを三号ずつ繰り下げ、同表第三十四号中「神奈川県高座郡寒川町宮山までの区間の道路、海老名市中新田字二番河原から北本市石戸宿までの区間の道路、久喜市菖蒲町上大崎字中手城から同市北青柳字深町」を「茨城県猿島郡境町大字西泉田字上野原」に、「千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通」を「成田市吉岡字来光台」に改め、同号を同表第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七	新湘南バイパス（一般国道一号のうち藤沢市城南五丁目から茅ヶ崎市柳島字向川原までの区間の道路をいう。）

別表一中第三十三号を第三十五号とし、第十五号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同表第十四号中「金浦字唐蚊の森」を「象潟町小滝字梨ノ木台」に改め、同号を同表第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六	余目酒田道路（一般国道四十七号のうち山形県東田川郡庄内町跡字殿腰から酒田市東町二丁目までの区間の道路をいう。）

別表一中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六	北見道路（一般国道三十九号のうち北見市北上から同市端野町川向までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第六百三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一